

2018
10月
No.37

発刊者 協同組合阪神商工共済会
尼崎市東難波町5丁目21-7
TEL 06-6481-3131 FAX 06-6481-2808

『働き方』が変わります！

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます

1 残業（時間外労働）の上限規制が導入されます

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。この上限に違反した使用者は、刑事罰が科せられることもあります。

自動車運転業務、建設事業、医師等について、5年間の猶予期間とする（一部の例外有）

中小企業に対しても、月60時間超の残業には50%の割増賃金率の支払を義務化（2023年4月）

2 年次有給休暇の確実な取得が必要です

施行：2019年4月1日～

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。合わせて、有休管理簿の作成・保存（3年間）が義務付けられています。労働者自身が時季を指定して有休を取得した日数や、企業から有休取得を働きかける有休の計画的付与によって取得した日数も5日間に含まれます。

3 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

平成30年10月1日から最低賃金が引き上げられます

（事業場で働くすべての労働者について適用されます）

兵庫県 時間額 871円 (844円から引上げ)

大阪府 時間額 936円 (909円から引上げ)

相続財産を放棄しても生命保険金は受け取れる？

借金などのマイナスの財産があるなどの理由で相続財産を引き継ぎたくない人は、財産の相続を拒否する「相続放棄」が可能です。

相続放棄をすると一切の財産を引き継げませんが、生命保険の保険金は相続財産ではなく受取人のものなので、相続放棄をしても受け取ることが可能です。

相続放棄をした人が受け取る生命保険金には、相続財産と同様に相続税が課税されます。相続税の計算上、生命保険金は法定相続人一人当たり500万円まで非課税とされていますが、相続放棄をした人はこの非課税の枠を使うことはできません。

相続放棄をした本人は非課税枠の適用を受けられませんが、他に相続人がいる場合、その相続人の非課税額を計算する際の「法定相続人の数」には放棄をした人も含めます。仮に相続人が二人で一人が相続放棄をしたとすると、残りの相続人の非課税枠は「500万円×2」で1千万円です。また相続税の基礎控除額の計算式の「3,000万円+600万円×法定相続人の数」の法定相続人にも、相続放棄をした人を含めることとなっています。

空家の発生を抑制するための特例措置（空家の譲渡所得3,000万円特別控除）

制度の概要

相続または遺贈により取得した被相続人居住用家屋または被相続人居住用家屋の敷地等を、平成28年4月1日から平成31年（2019年）12月31日までの間に売って、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高3,000万円までを控除することができます。

これを、被相続人の居住用財産（空家）に係る譲渡所得の特別控除の特例といいます。

（注）

- ① 被相続人居住用家屋とは、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋で、次の3つの要件全てに当てはまるものをいいます。
 - イ 昭和56年5月31日以前に建築されたこと。
 - ロ 区分所有建物登記がされている建物でないこと。
 - ハ 相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた人がいなかったこと。
- ② 被相続人居住用家屋の敷地等とは、相続の開始の直前において被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地またはその土地の上に存する権利をいいます。

特例を受けるための適用要件

- ① 売った人が、相続または遺贈により被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等を取得したこと。
- ② 次のイまたはロの売却をしたこと。
 - イ 相続または遺贈により取得した被相続人居住用家屋を売るか、被相続人居住用家屋とともに被相続人居住用家屋の敷地等を売る。
 - ロ 相続または遺贈により取得した被相続人居住用家屋の全部の取壊し等をした後に被相続人居住用家屋の敷地等を売る。
- ③ 相続の開始のあった日から3年を経過する日の属する年の12月31までに売ること。
- ④ 売却代金が1億円以下であること。
- ⑤ 売った家屋や敷地等について他の特例の適用を受けていないこと。
- ⑥ 同一の被相続人から相続または遺贈によって取得した被相続人居住用家屋またその敷地等について、この特例の適用を受けていないこと。
- ⑦ 親子や夫婦など特別の関係がある人に対して売ったものでないこと。

ドビツクというスエーデンのメーカーなのですが、昭和60年ごろの不景気により希望退職募集が行われました。

会社勤めを辞めて個人で商売を行うことに非常に不安があったのですが、知人のすすめもありやってみようと始めたわけです。

始めはそう簡単に購入する会社もなく、やめようと思つたこともあつたのですが一年後くらいからバブルが発生しサンドビック時代に知つていた卸会社からの物品購入と直接営業に回つていた製造会社への販売納入ができるようになり徐々に成り立つ

会社での知識が現在の仕事に非常に役立つていています。また、山地工業所は平成10年に、病気のためリタイヤしたい社長が会社を引き受けてくれる人を探していると知人から話がありました。

それは電車の台車を製缶溶接した溶接部をグラインダーにて手入れ作業を行うもので、従業員が6名いる大手製造会社の二 次下請けでした。

この手入れ作業は、大変な重労働の仕事ですが引き受けるこ とにしました。

06-6427-8807
尼崎市扇浜町2丁目3-1-8
06

事務局からのお知らせ



年末調整、確定申告に備えて、

- ☆ 生命保険・地震保険・小規模企業共済等の控除証明書
 - ☆ 生命保険会社から受け取った年金及び満期保険金の支払証明書の保管をお願いいたします。

事業所におかれましては、従業員の方の扶養控除申告書の扶養の方の所得等の確認をお願いいたします。

戦前、祖父の宮本九一郎氏が、善法寺町で畳の床を製作する宮本産業を営んでおられましたが、戦時中に畳の製作を進められ、昭和20年4月1日に杭瀬の国道沿いに間口8間（15m弱）の宮本畳店を開業されました。

開業当時は大勢の畳職人かかるえておられたそうです。

戦後、日本経済混乱期には、それを乗り越えるため大変な苦労を重ね、昭和29年に現在地の阪急園田駅前に移転され、昭和39年8月に有限会社宮本畳店と法人組織に改組されました。

父の宮本一男氏も昭和28年に18歳で畳職人となり働き、昭和53年45歳で2代目社長として会社を引き継がれました。

時代の流れで、新しい家屋や
マンションでは、畳のない生活
が珍しくなくなりましたが、湿
度の高い日本において、畳は乾
燥した蘭草を縫いこんで作るた
め湿気を吸收、風通しをよくす
れば長持ちするし、蘭草の香り
成分には、気持ちを落ち着かせ
る効果があります。

最後に、「畳表替えや畳交換等畳に関する事や内装に関する事は気軽に相談頂ければ。私たちは快適な生活空間のお手伝いが出来、住む人の笑顔を見ることが一番幸せです」と笑顔で語つておられました。

畳のお手入れ



畳を長持ちさせるには、こまめな手入れと管理が大切です。

生き損なは、晴れを口に。今公お水分を吸収させね」とうな舌足を生上げるのを云ひて

古い掃除は、晴れた日に、余分な水分を吸収させないように手早く仕上げるのがコツで、
手に新しい畳は、ぬれぞうきんで拭くと黒ずむことがあります。必ず乾いたぞうきんでか
拭いてください。

上の上にカーペットやじゅうたんを敷くと、敷物の材料により畳がむれて畳床まで駄目にたり、下にはこりがたまりダニ等の発生を助長することになります。裏返しは2~3年、替えは4~5年を目安に行って下さい。